

○岡山市建築関係事務手数料条例施行規則

平成22年12月20日

市規則第163号

改正 平成27年7月8日市規則第154号

改正 平成28年6月30日市規則第174号

改正 平成29年3月22日市規則第28号

改正 令和3年3月16日市規則第16号

改正 令和4年3月17日市規則第22号

改正 令和5年3月14日市規則第14号

改正 令和6年3月27日市規則第27号

改正 令和6年9月24日市規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市建築関係事務手数料条例(平成12年市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免)

第2条 市長は、条例第18条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、条例第3条から第8条までに規定する手数料(以下「建築確認等手数料」という。)を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域内において、災害を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築、大規模な修繕又は大規模な模様替えに係る建築確認等手数料 免除

(2) 前号以外の災害によるものであって、当該復旧建築物の延べ面積の合計が100平方メートル以下の住宅に係る建築確認等手数料 免除

(3) 市長が公益上その他の理由により、特に必要と認めるもの 減額又は免除

2 前項の規定による建築確認等手数料の減額又は免除を受けようとする者は、確認申請書、計画変更確認申請書、計画通知書、計画変更通知書、中間検査申請書、完了検査申請書、建築許可申請書又は建築認定申請書(以下「確認申請書等」という。)を提出する前に、建築確認等手数料減額・免除申請書(別記様式)に、当該減額又は免除の理由を証

する書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の建築確認等手数料減額・免除申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、減免の可否を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。
- 4 前項の規定により、建築確認等手数料減額又は免除の承認を受けた者は、確認申請書等を提出する際に、承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

(条例第13条第1項第1号の規則で定めるもの)

第3条 条例第13条第1項第1号ア(ア)に規定する規則で定めるものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロに定める基準とする。

- 2 条例第13条第1項第1号ア(イ)に規定する規則で定めるものは、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準及び基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する基準とする。

(条例第14条第1項第2号及び同条第5項第2号の規則で定めるもの)

第4条 条例第14条第1項第2号ウ及びエ並びに同条第5項第2号ウ及びエに規定する規則で定めるもののうちモデル建物法に係るものは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- (1) 条例第14条第1項第2号ウの申請 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準
- (2) 条例第14条第1項第2号エの申請 基準省令第10条第3号ロに定める基準(同号ロ(2)に定める基準について基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物(以下「モデル建築物」という。)の設計一次エネルギー消費量(同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)及び誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。)を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ(2)に定める基準及び基準省令第1条第1項第1号に定める基準のうち同号ロに定める基準に適合する場合に限る。)又は前号に定める基準
- (3) 条例第14条第5項第2号ウの申請 基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準
- (4) 条例第14条第5項第2号エの申請 基準省令第1条第1項第3号ロに定める

基準（同号ロ（１）に定める基準についてモデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量（同項第１号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。）を用いる場合に限る。）又は前号に定める基準

２ 条例第１４条第１項第２号ウ及びエ並びに同条第５項第２号ウ及びエに規定する規則で定めるもののうち標準入力法等に係るものは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

（１） 条例第１４条第１項第２号ウの申請 基準省令第１０条第１号に定める基準（前項第１号に定める基準を除く。）及び基準省令第１０条第１号ただし書に規定する基準

（２） 条例第１４条第１項第２号エの申請 基準省令第１０条第１号又は第３号ロに定める基準（前項第２号に定める基準を除く。）及び基準省令第１０条第１号ただし書に規定する基準

（３） 条例第１４条第５項第２号ウの申請 基準省令第１条第１項第１号に定める基準（前項第３号に定める基準を除く。）及び基準省令第１条第１項第１号ただし書に規定する基準

（４） 条例第１４条第５項第２号エの申請 基準省令第１条第１項第１号又は第３号ロに定める基準（前項第４号に定める基準を除く。）及び基準省令第１条第１項第１号ただし書に規定する基準

（条例第１４条第５項第１号の規則で定める書類）

第５条 条例第１４条第５項第１号の規則で定める書類は、次の各号のいずれかの書類とする。

（１） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２５条第２項（同令第２８条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条第５項、第７条の２第５項又は第１８条第２項の規定により交付された検査済証をいい、当該申請に係る建築物に係るものに限る。以下同じ。）の写し

（２） 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号）第４３条第２項（同令第４６条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申

請に係る建築物が当該通知書に係る認定低炭素建築物新築等計画に適合している場合に限る。)の写し及び検査済証の写し

(3) 登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいい、当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4以上であって、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4以上(当該建築物のうち非住宅部分以外の部分が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2-1の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3以上)であることを証するものに限る。)の写し

(条例第14条第5項第2号の規則で定めるもの)

第6条 条例第14条第5項第2号ア(ア)aに規定する規則で定めるもののうち仕様基準に係るものは、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準とする。

2 条例第14条第5項第2号ア(ア)aに規定する規則で定めるもののうちモデル住宅法に係るものは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準とする。

3 条例第14条第5項第2号イ(ア)aに規定する規則で定めるものは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準とする。

4 条例第14条第5項第2号エに規定する規則で定めるもののうち性能基準に係るものは、基準省令第1条第1項第2号又は第3号ロに定める基準(前項に定める基準を除く。)とする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年市規則第154号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年市規則第174号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年市規則第28号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市規則第16号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年市規則第22号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年市規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年市規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年市規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定（「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める部分に限る。）は、この規則の公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

別記様式(第2条関係)

建築確認等手数料減額・免除申請書	
年 月 日	
岡山市長 様	
申請者氏名	
岡山市建築関係事務手数料条例施行規則(平成22年市規則第163号)第2条の規定による減額又は免除を受けたいので、下記のとおり申請します。	
1	建築主住所
2	建築主氏名
3	敷地の位置 岡山市
4	建築物の延べ床面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
5	建築確認等手数料の種別
(1)	建築物に関する確認申請, 計画変更確認申請及び計画通知, 計画変更通知手数料
(2)	建築設備及び工作物に関する確認申請, 計画変更確認申請及び計画通知, 計画変更通知手数料
(3)	建築物に関する中間検査, 完了検査申請手数料
(4)	建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料
(5)	建築許可申請手数料(第 条), 建築認定申請手数料(第 条)
6	申請の区分
(1)	免除
(2)	減額
7	申請の理由
※受付欄	

別記様式(第2条関係)